TAINS
Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS解体新書

# 「課税仕入れ」の意義とその該当性について

草間　典子［足立］

## Ⅰ．はじめに

消費税法２条１項12号では、「課税仕入れ」の意義について、「事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供〔（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。〕を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、７条１項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び８条１項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう」と規定されています。

今回は、課税仕入れ該当性について争われた２つの裁判例をご紹介いたします。

## Ⅱ．支払対価か否か／分譲マンションの前区分所有者の滞納管理費等

平24.10.25　名古屋地裁
（棄却）Ｚ262－12082
平25.3.28　名古屋高裁
（棄却）Ｚ263－12188
平26.4.22　最高裁
（上告棄却・不受理）Ｚ264－12457

**＜事案の概要＞**

本件は、不動産業者である控訴人が、強制競売又は担保不動産競売により分譲マンションの区分所有権を取得した後に、マンションの管理組合に対して支払った前区分所有者の滞納管理費等の額を「課税仕入れに係る支払対価の額」に算入して確定申告をしたところ、処分行政庁から、滞納管理費等は課税仕入れに係る支払対価に該当しないとして、消費税等の更正処分等を受けた事案です。

**＜名古屋高裁の判断＞**

１、仕入税額控除の趣旨・目的

消費税は、国内において事業者が行う取引について、流通の各段階において、課税資産の譲渡等に対し、その譲渡等の対価の額を課税標準として課税されるものであり、消費税法においては、取引の各段階で課税されることによる税負担の累積を防止するため、当該課税の前段階の税額にあたる課税仕入れに係る消費税額を課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額から控除するものとされている。

このような課税仕入れの仕入税額控除の趣旨や目的、消費税法の規定等に照らすと、消費税法上、仕入税額控除の対象とされている「課税仕入れに係る支払対価」とは、課税仕入れの目的を達成するために必要な経済的出捐をいい、必ずしも課税仕入れの相手方との間で仕入れの対価として明示的に合意されたものには限られず、課税仕入れの目的を達するために必要である限り、当該課税仕入れの相手方が第三者に対して負う債務を消滅させるための弁済金も含まれるのであり、また、それが当該課税仕入れの相手方との間で直接授受されなければならないものではないと解される。

もっとも、流通の各段階で課税するという消費税の性質及び累積課税を避けるという趣旨に鑑みれば、当該経済的出捐が課税仕入れの相手方の第三者に対する債務の弁済である場合に、同相手方の当該債務負担行為が消費税の課税対象とならない不課税取引であるにもかかわらず、課税仕入れに係る仕入税額控除を認めるべき合理的理由は全くなく、そのような債務の弁済金は「課税仕入れに係る支払対価」には該当しないと解するのが相当である。

２、本件への当てはめ

一般に、区分所有建物の滞納管理費等については、建物の区分所有等に関する法律８条によって、新所有者も当該債務を負担するから、新所有者としては、完全な所有権を確保するという目的を達成するには、管理組合に対して弁済することを余儀なくされることは否定できない。

しかしながら、区分所有建物の管理費等については、その大部分が消費税の課税対象となっていないことは控訴人の自認するところである。

そうすると、前所有者の滞納管理費等は、基本的に不課税であるといえるので、本件においても、控訴人が各管理組合に支払った滞納管理費等を「課税仕入れに係る支払対価」とみることはできない。

## Ⅲ．事業者か否か／香港へ輸出したとする商品購入の課税仕入れ該当性

平31.2.20　東京地裁
（棄却）（控訴）Ｚ888－2254

**＜事案の概要＞**

本件は、商品を香港へ輸出する事業を営んでいた甲が、１月ごとに区分した平成23年２月１日から同25年11月30日までの各課税期間につき、国内の卸売事業者等から商品を買い付けたとする取引を自らが国内において行った課税仕入れに該当するものとして、消費税の還付を受けるための申告をしたところ、所轄税務署長から、課税仕入れに係る支払対価の額に含めた金額のうちの一部が、甲が行った課税仕入れに係る支払対価の額とは認められないなどとして、消費税の還付すべき税額等を減額する旨の更正処分等を受けた事案です。

**＜東京地裁の判断＞**

１、課税仕入れ該当性の判断

本件各取引が甲が行った課税仕入れに該当するというには、甲が各取引により資産を譲り受けた事業者と認められる必要があり、そのためには、甲と本件各国内事業者との間に売買契約があったと認められることが必要というべきである。

２、本件への当てはめ

甲と国内事業者５社との間では、契約書等は作成されておらず、他方において、国内事業者５社は、香港等事業者との間で基本契約書等により売買基本契約を締結しており、香港等事業者に係る取引について、取引の相手方を香港等事業者とする国内取引として経理処理を行っている。また、国内事業者８社のサービスを利用してその商品を購入するためには、いずれも会員登録をすることが必要であるが、甲は、国内事業者８社の会員登録をしていない。そうすると、本件各取引においては、甲と各国内事業者との間に売買契約があったといえる外形的根拠はない。

さらに、本件各取引における甲の関与の実質をみても、甲は、発注する商品の内容や数量の決定に関与しておらず、これらを決定しているのは香港等事業者であり、また、代金については、甲がその支払に関与しない場合もある上、関与する場合であっても、各国内事業者に商品代金を支払った後、その支払額から消費税等相当額を控除し手数料を加算した金額を香港等事業者に請求するというものであり、商品代金額の決定自体に甲の意思が介在するものではなく、その実質は立替払であるといえる。

こうしたことからすれば、甲は、本件各取引において売買契約の当事者として関与していたとはいい難く、各国内事業者と香港等事業者との間の売買契約において、商品の引渡しや代金の支払といった事実行為に関与していたにとどまるものというべきである。

したがって、本件各取引に関し、甲と各国内事業者との間に売買契約があったと認めることはできず、甲が本件各取引により資産を譲り受けた事業者であるとして、甲が行った課税仕入れであるということはできない。

## Ⅳ．おわりに

TAINSでの「検索ワード」は「課税仕入れ　支払対価」です。必ず「検索条件」の「税区分」で「消費税」にチェックを入れてください。

なお、平成31年の東京地裁判決では、納税者は、消費税法基本通達10－１－12（２）のなお書きにいう「委託販売等に係る受託者」に該当する旨の主張もしていますが、東京地裁は、委託販売においても受託者が売買契約の当事者となって行われるものであるとして、課税仕入れとは認められないとの判断をしています。
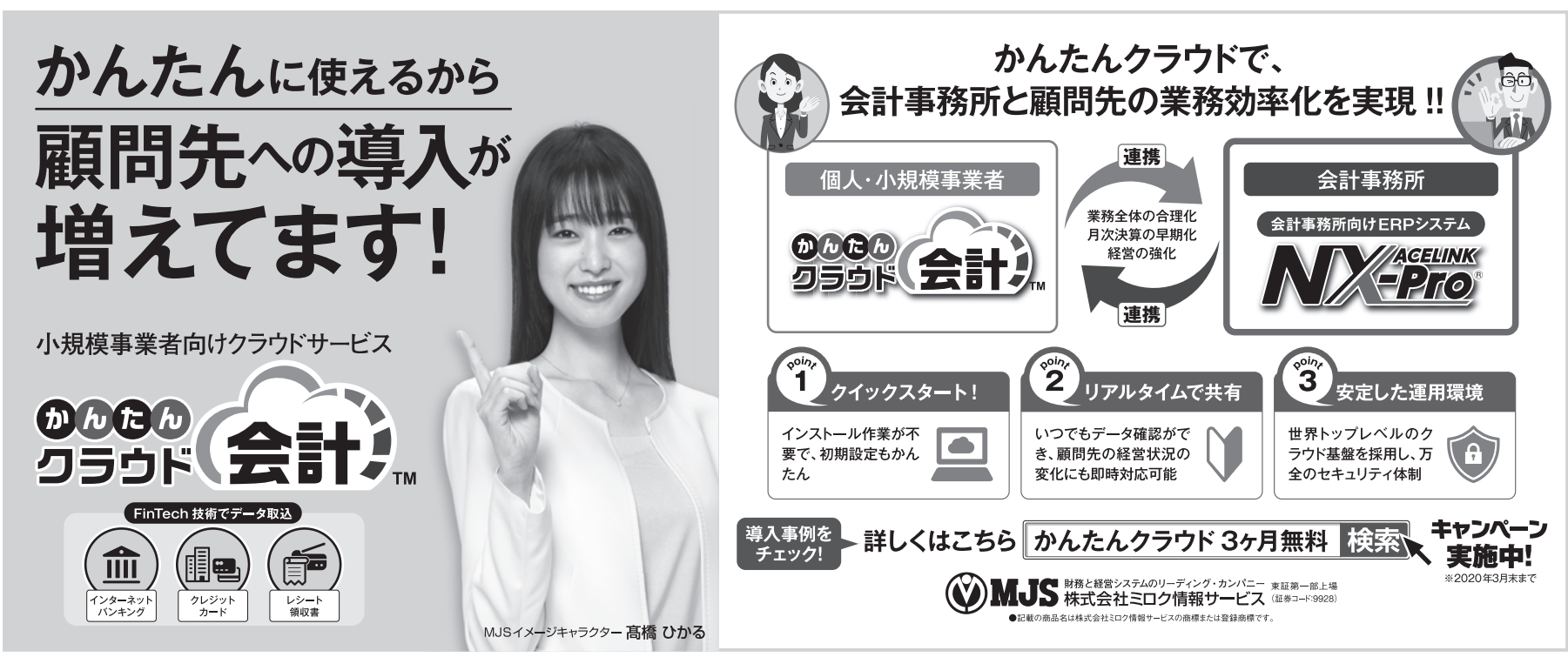
TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL　03(5496)1195